

平成18年8月7日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成18年7月豪雨に係る被災者生活再建支援法の適用について（長野県）

- 平成18年7月19日に発生した豪雨災害について、長野県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法適用基準	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
【長野県】					
岡谷市（おかやし）	7月19日	第1条第2号	10	14	29
諏訪市（すわし）		第1条第1号			548
塩尻市（しおじりし）		第1条第4号	5		5
下諏訪町（しもすわまち）		第1条第1号		1	185
辰野町（たつのまち）		第1条第4号	5	2	15

注1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号、第2号及び第4号による。

（解説）

第1号 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

第2号 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

第4号 自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、前3号に規定する区域（支援法適用区域）に隣接するものに係る当該自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）
西岡、仲島

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）